

項番	ページ	素案	修正案	修正理由
第2部 第1章 共に支えあって暮らすために				
1	31 (2)ア 3点め	なし	聴覚に障がいのあるこどもが手話による円滑なコミュニケーションを確保できるよう、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等と連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。	大阪府の基本的考え方において、市町村は、府立福祉情報コミュニケーションセンター等関係機関と連携すること等により、難聴児等の早期発見や円滑かつ適切な支援・治療の実施につなげるよう努めることが求められているため。
第2部 第2章 地域での暮らしを支えるために				
2	39 (1)イ 2点め	人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修、多職種や他事業所との連携の推進に取り組みます。	人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修、 <u>ハラスメント対策</u> 、多職種や他事業所との連携の推進に 取り組むとともに、事務負担の軽減や業務の効率化等 に取り組みます。	大阪府の基本的考え方において、障がい福祉現場におけるハラスメント対策や、事務負担の軽減・業務の効率化等に取り組んでいくことが求められているため。
3	44 (3)イ 2点め	養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。	<u>休日・夜間を含めた通報受付体制を整備し対応を行うとともに</u> 、養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じ、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。	大阪府の基本的考え方において、障がい者虐待対応について、夜間・土日祝日等閉庁時間の対応など相談・通報体制の充実に努めることが求められているため。
第3部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画				
4	153 1(1)	事業量の見込み 居宅介護 月あたり利用時間 2024(令和6)年度 2025(令和7)年度 2026(令和8)年度 障がい児 9,325時間 3,830時間 9,740時間	事業量の見込み 居宅介護 月あたり利用時間 2024(令和6)年度 2025(令和7)年度 2026(令和8)年度 障がい児 9,325時間 9,530時間 9,740時間	記載誤りが判明したため。
5	164 (2)	なし	事業量の見込み 障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化 個別事例の支援内容の検証の実施回数 2024(令和6)年度 2025(令和7)年度 2026(令和8)年度 24回 24回 24回	大阪府の基本的考え方において、国の基本指針で示された障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化に関する活動指標について、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定するよう求められているため。
6	169 (11)	事業量の見込 地域活動支援センター 2024(令和6)年度 2025(令和7)年度 2026(令和8)年度 生活支援型 9か所 9か所 9か所 活動支援A型 32か所 32か所 32か所 活動支援B型 4か所 4か所 4か所	事業量の見込 地域活動支援センター 2024(令和6)年度 2025(令和7)年度 2026(令和8)年度 生活支援型 9か所・ 190人 9か所・ 190人 9か所・ 190人 活動支援A型 32か所・ 525人 32か所・ 525人 32か所・ 525人 活動支援B型 4か所・ 61人 4か所・ 61人 4か所・ 61人	大阪府の基本的考え方において、府内の各市町村に地域活動支援センターの年間利用者数の見込みを設定するよう求められているため。